

市民委員を募集します!



令和7年10月にスタートする第9期川崎市子どもの権利委員会*の市民委員を募集します。

※ 「川崎市子どもの権利委員会」は、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づく川崎市の附属機関で、子どもの権利の保障を推進するため、市の子どもに関するさまざまな施策を検証し、市に意見を述べます。



11月20日はかわさき子どもの権利の日

【川崎市子どもの権利委員会の主な活動】

- 市長からの諮問に対する答申（市長が意見を求めた事柄に対し、調査や話し合いを行い、市長に回答として意見を出します）
- 子どもの権利に関する行動計画に対する評価及び意見
- 子どもの権利施策に関わる行政職員や市民、子どもとの対話（ヒアリング）
- 子どもの権利に関する実態・意識調査の結果に基づく分析 ほか

*会議は1～2か月に1回程度、主に平日夜間に行います（日額報酬）

■ 川崎市子どもの権利委員会市民委員募集要項 ■

1 応募資格

18歳以上で市内在住1年以上の方
市の職員と市の附属機関委員は除きます。

2 募集人数

2人

3 任期

3年間（令和7年10月1日から令和10年9月30日まで）

4 応募方法

以下の（1）申込書に（2）小論文を添えて、下記【申込み・問合せ先】に郵送・メール、または直接お持ちください。

（1）申込書に次の項目を記入してください（書式は自由です。）。

- ①委員会名（「川崎市子どもの権利委員会」） ②住所 ③電話番号
- ④氏名（ふりがな） ⑤性別 ⑥生年月日 ⑦川崎市民となった日
- ⑧現在の職業及び主な職歴 ⑨子どもや子どもの権利に関わる活動経験
- ⑩応募理由（簡潔に）

（2）小論文「子どもの権利について」（800字程度）（小論文は返却しません。）

5 申込み締切

令和7年7月22日（火） 消印有効

6 委員の決定

選考のうえ決定します。結果は8月末に応募者宛てに通知します。



子どもの権利委員会の会議の様子

【申込み・問合せ先】

川崎市役所 こども未来局 青少年支援室 青少年育成・子どもの権利担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所本庁舎15階）

電話 044-200-2344 ファックス 044-200-3931

メール 45sien@city.kawasaki.jp

— お知らせいただいた個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。 —

★ 11月20日はかわさき子どもの権利の日 ★

国連総会で「子どもの権利条約」が採択された日であることから、11月20日を「かわさき子どもの権利の日」と定めています。その時期に、子どもの権利への関心や理解を多くの市民に呼びかけています。

川崎市 子どもの権利施策

